

都市計画法第 29 条 開発許可申請の手引きの 見直しについて【概要】

■ 目的

宅地造成及び特定盛土等規制法の対応及び申請図書の簡素化のための変更を行う。

見直しの主な内容

①提出書類について見直しを行い、複写可とする。

例示

- ・不動産登記事項証明書（複写可）
- ・法人登記証明書又は住民票の写（複写可）
- ・納税証明書（複写可）

いずれも証明日より 3 ヶ月以内とする。※ただし閉鎖登記簿謄本は 3 ヶ月を問わない。

②提出書類の副本について適合証明申請を除き、副本を不要とする。

③開発行為の施行等の同意書の様式を改め、印鑑証明書から本人確認書類に 提出書類を柔軟化

官公庁が発行した本人確認書類（いずれも住所・氏名が不動産登記事項証明書の記載と一致するもの）

官公庁には、国、都道府県、市町村のほか、独立行政法人、特殊法人及び地方独立行政法人を含みます。

例示

印鑑証明書、住民票の写し、法人登記証明書、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの）等が該当し複写可（本人確認書類はいずれも証明日より 3 ヶ月を問わない。）

④宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）の施行（令和 7 年 5 月 26 日予定）に伴い、対象となる工事※について実務経験者証明書（様式 8-2）を求める。

※盛土規制法の許可を要する規模でかつ下記の工事

1. 高さ 5m をこえる擁壁の設置
2. 切土又は盛土をする土地の面積が 1500 m²をこえる土地における排水施設の設置
（雨水調整池は排水施設として扱う。）

⑤その他

①～④以外にも、一部表記の見直しを行った。

■ この見直し（改正）は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

見直し（改正）の日程